

＜ 令和 7年 4月 1日 現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0965-62-1111 (午前 8 時30分 ～ 午後 5 時まで)

担当 沖田 早苗 管理者 米本 美和子

澤村 一子

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. JAやつしろヘルパーステーション(名称)の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	JAやつしろ ヘルパーステーション
所在地	熊本県八代郡氷川町今55-2
介護保険指定番号	訪問介護 4370200547
サービスを提供する地域＊	八代市、八代郡

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) サービスの時間帯

午前 8 時～午後 6 時まで	月曜日から土曜日、祝日 但し、12/31・1/1・1/2・1/3は除きます。
-----------------	---

＊上記時間帯以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		労務管理と生活指導	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名	1名	労務配分とヘルパー指導	2名
事務職員	介護職員初任者研修	1名		請求事務他	1名
登録ヘルパー	訪問介護員2級				3名
	介護福祉士				3名

3. サービス内容

生活援助	
身体介護	
基本サービス	健康チェック、心のケア、介護相談

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用される場合は、市町村から交付された介護負担割合証に

記載された割合が利用者負担となり、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用につきましては、全額自己負担となります。

【訪問介護 基本料金・昼間の利用者負担】1回あたりの利用者負担1割の場合

* 生活援助	(基本料金)	(利用者負担金)
20分以上45分未満	1,790円	179円
45分以上	2,200円	220円

* 身体介護	(基本料金)	(利用者負担金)
20分未満	1,630円	163円
20分以上30分未満	2,440円	244円
30分以上1時間未満	3,870円	387円
1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円
1時間30分以上の場合 (30分ごとに84単位追加)	6,490円 (30分ごとに820円追加)	649円 (30分ごとに82円追加)

* 身体介護に引き続き生活援助の場合	(基本料金)	(利用者負担金)
20分以上	650円	65円
45分以上	1,300円	130円
70分以上	1,950円	195円

※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

【初回加算】1ヶ月あたり	(基本料金)	(利用者負担金)
初回時等のサービス提供責任者による対応	2,000円	200円

【緊急時訪問介護加算】1回あたり	(基本料金)	(利用者負担金)
緊急時の対応 ※身体介護のみ	1,000円	100円

【生活機能向上連携加算】1ヶ月あたり	(基本料金)	(利用者負担金)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円	100円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円	200円

【認知症専門ケア加算】1日あたり	(基本料金)	(利用者負担金)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円	3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円	4円

【特定事業所加算】	
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の 3%
特定事業所加算(Ⅴ)	所定単位数の 3%

【口腔連携強化加算】1ヶ月あたり	(基本料金)	(利用者負担金)
口腔連携強化加算	500円	50円

【介護職員等処遇改善加算】1ヶ月あたり	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22.4%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の18.2%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の14.5%

交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、サービス提供責任者もしくは、訪問介護員がおたずねするための交通

費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話0965-62-1111)

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	基本料金の20%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	基本料金の40%

(4) その他

1 お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、月末迄にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、現金集金、口座自動引落(JA口座のみ)の2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結び、訪問介護計画作成し、サービスの提供を開始します。

サービスの終了

① お客様が介護保険施設に入所した場合

② 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、予防又は非該当(自立)と認定された場合

③ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や

ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 救急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、

救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名			

ご家族			続	柄	
ご家族			続	柄	

緊急時の対応手順・主治医への連絡手順

7. サービス内容に関する苦情

事業者のお客さま相談・苦情担当

* J A やつしろヘルパーステーション（担当：米本）電話 0965-62-1111

* 八代市役所 高齢者支援課 電話 0965-33-4436

* 氷川町役場 福祉課 電話 0965-52-5852

* 熊本県国民健康保険団体連合会 電話 096-214-1101

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】

法人名 八代地域農業協同組合

住 所 熊本県八代市西片町1525番地1

代表者名 代表理事組合長 山 住 昭 二 印

【事業所】

事業所名 J A やつしろ ヘルパーステーション

介護保険事業所番号 4370200547
住 所 熊本県八代郡氷川町今55-2
説明者 サービス提供責任者
氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者様との関係 _____)